

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和6年度 第2回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会
2. 開 催 日 時	令和6年12月16日(月) 午後1時30分から
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者：村山 電 話：0598-53-4393 F A X：0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

前回の協議内容の確認について

協議事項

- (1) 耐震補強案について
- (2) 解体範囲について
- (3) 支障木・工作物の取り扱いについて

議事録要約

別紙

令和6年度 第2回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会
議事録（要約）

日 時：令和6年12月16日（月） 13時30分～15時45分
場 所：松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
委 員：菅原 洋一 委員長、林 良彦 副委員長、花里 利一 委員
オブザーバー：三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課・・・角正 淳子、水谷 侃司
関係部局：営繕課・・・佐野 真司、中辻 千明
事 務 局：文化課・・・松葉課長、寺嶋主幹、小川係長、村山主任、森係員、小川係員
委託業者：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会
欠 席 者：中島 義晴 委員
傍 聴 者：なし

【1.開会】

【2.挨拶】

【3.報告事項】

前回（9月2日）委員会の協議内容について報告しました。

【耐震補強案】

前回委員会において「表層地盤による加速度の増幅率Gsの算出方法を略算法から精算法に変更し、耐震補強案を再検討すること」が了承されたため、新たな耐震補強案について報告しました。詳細は下記のとおり。

主屋・大正座敷

大正座敷ツギノマに設置する鉄骨柱2本については、実際に模型を置いて検討した結果、室外（広縁）に設置するとの結論に至った。鉄骨柱の精確な位置（既存柱にどれだけ寄せることができるか）については、後日実施する基礎周辺の掘削調査の結果を基に、次回検討することとなった。

主屋大座敷部仏間に設置する鉄骨柱2本については、実際に模型を置いて検討した結果、仏壇側に寄せることとなった。なお、構造上問題なし。

蔵5棟

合板補強案・鉄骨補強案を提示・説明。

→合板補強案を採用。

離れ・座敷棟

鉄骨補強案・合板補強案を提示・説明。

→鉄骨補強案を採用。

鉄骨柱の位置については、事務局が提示した位置（広縁西側）ではなく、文化庁調査官から助言いただいた位置（広縁東側）のほうが、より来館者の目に付かないとの結論に至った。鉄骨柱の精確な位置については、後日実施する基礎周辺の掘削調査の結果を基に、次回検討することとなった。

離れ・茶室棟

鉄骨補強案・合板補強案を提示・説明。

→鉄骨補強案（建物外側に鉄骨柱を設置）を採用。

色合いについては実施設計段階で目立たない色を検討することとなった。

附 四阿

西隅柱を木製補強柱で支持する案を提示・説明。

→了承。

附 物置

西側の梁に添梁する案を提示・説明。

→了承。

附 物置

南北の梁に添梁し、南壁には合板を設置する案を提示・説明。

→了承。

附 南中堀

南端壁に合板を設置する案を提示・説明。

→了承。

附 南表堀、北表堀、北中堀、庭堀

ワイヤ補強案・鋼管補強案を提示・説明。

→次回、既存控柱にワイヤやプレート（金属板）等を添える案を提示することとなった。

【基本計画書】

基本計画書について提示・説明しました。詳細は下記のとおり。

破損状況

破損状況を説明。

修理方針

これまでの委員会協議を得て決定した修理方針と補強内容について説明。

工事の全体工程

工期は13年かかり、Ⅰ期（主屋、大正座敷、附一部）とⅡ期（蔵、離れ、附一部）に分けて工事を実施。主屋・大正座敷の工事中はバス用駐車場の市役所側に庭園見学者用の通路を設けて、そこから庭園や離れを見ていただくため、工事中の管理事務所については、トイレ横に配置することを説明。

【支障木・工作物の取り扱いに関する基本方針案】

前回案の修正案の提示・説明。

→概ね了承。

ただし、形式の整理をして、次回検討することとなった。

【4. 協議事項】

（1）耐震補強案について（資料2）

〔P1〕 大正座敷 最終決定案

前回の協議の結果、大正座敷ツギノマに建てる鉄骨柱2本は室外（広縁）、主屋 大座敷部 仏間に建てる鉄骨柱2本は仏壇側に寄せることとなったため、その内容を反映した旨の説明がありました。なお、委員から、主屋と大正座敷は増築を重ねて複雑な構造物となっているが、能登半島地震においては同じような建造物において接続部が損傷している事案が見られたため、主屋と大正座敷の各接続部についても異なる向きの力がかかり、損傷する可能性が高い。今後、接続部の補強について考え方を整理し、実施設計の段階においては、より丁寧に補強案を設計してほしいとの指導がありました。

〔P2〕 大正座敷・座敷棟離れ 基礎掘削調査結果

9月3～4日に実施した基礎掘削調査の結果、大正座敷については布石の下に基礎コンクリートがあり、柱下には更にフーチング状の基礎コンクリートがあることを確認し、離れ座敷棟については柱下に根石があることを確認した旨の説明がありました。

〔P3〕 大正座敷 基礎掘削調査 現状図

布石の下に基礎コンクリートと地業があるため、これらの既存基礎をかわすことを考慮して、鉄骨柱の位置を決める必要がある旨の説明がありました。

P 4 大正座敷 鉄骨納まり概要図 A 案

既存の基礎コンクリートを全面保存する場合の鉄骨柱の位置を検討した案について説明がありました。

P 5 大正座敷 鉄骨納まり概要図 B 案

既存の基礎コンクリートの一部を撤去する場合、鉄骨柱をどれだけ既存の柱に寄せることができるかを検討した結果、A案と比べて60mmだけ寄せられることが判明した旨の説明がありました。なお、柱下のフーチング状の基礎コンクリートについては、建物の荷重を受けている箇所であるため、一部撤去はしない方針であることについても説明がありました。その後、現地にて柱模型を置いて検討した結果、景観や車椅子が通行可能な道幅90cmを確保する（A案は87cm、B案は93cmの通路幅を確保可）ため、解体時に基礎形状を記録し、どれだけ削ったかを分かるようにしておくことを条件としてB案を採用することとなりました。天井の納まりに問題ないことについても確認しました。

P 6 離れ座敷棟 基礎掘削調査結果 現状図

基礎掘削調査の結果、大正座敷とは異なり、布石の下には基礎コンクリートは無く、根石があることを確認した旨の説明がありました。

P 7 離れ座敷棟 鉄骨納まり概要図

根石と天井の化粧垂木を傷つけないことを優先すると、鉄骨柱の位置は一箇所しかない旨の説明がありました。また、根石を保全するために、新設する基礎コンクリートは根石を避ける形となることについても説明がありました。その後、現地にて柱模型を置いて検討した結果、提案した位置が了承されました。ただし、600mmのコンクリート基礎を打設することから、不同沈下を起こすことがないように、その下の地盤条件を確認するよう指導があったため、次回報告することとなりました。

P 8 塀 補強案

前回の協議の結果、北表塀については景観に配慮して、目立ちにくい案を検討するようにご指摘いただいた旨を確認しました。

P 9 北表塀 補強案

ワイヤ補強案とプレート補強案について検討した結果、景観に配慮する観点から、プレート補強案のB2案（基礎コンクリートで引張力に対抗する）とB3案（鋼管杭で引張力に対抗する）が望ましいのではないかと。ただ、B3案では支持層に定着させるために必要な杭の長さが23m（液状化が発生しやすい地

盤であるため)となり、1,500万円もの費用を要することなどから、B2案が望ましいのではないかとこの提案がありました。

P10 北表塀 補強案(基礎伏図、杭伏図)

B2案またはB3案を採用する場合、表庭の7か所に基礎または杭を打設する必要がある旨の説明がありました。なお、委員から杭に代えてアースアンカーを施工することが可能かどうかの質問があり、施工する機械が入るようであれば可能との回答がありました。

P11 B2案・B3案のイメージ図

前回提案したワイヤ補強案(控柱間にワイヤを張る)と比較すると、B2案・B3案ともに景観への影響が少ない印象がある旨の説明がありました。

P12 重要文化財 旧長谷川家住宅 目標性能の整理

耐震補強するすべての建造物について、補強後の性能は、目標耐震性能である安全確保水準を満たすことを確認したが、新たな課題として、塀と袴付の耐風性能がNGとなっているため、どこまで補強するかを検討する必要が出てきた旨の説明がありました。塀については耐風性能を極稀風(最大風速43m/s、再現期待値500年)まで求めると基礎深さが更に深くなる。袴付については稀風(最大風速34m/s、再現期待値50年)でもNGが出ているため、外側から方杖で補強する案を検討した旨の説明がありました。委員から建物に斜めに立てかける方杖ではなく、直立柱の設置を検討してはどうかとの指摘がありましたが、現地にて検討した結果、袴付については台風時には人の立ち入りを制限するといったソフト面の対策を行う旨を基本計画に明記することを条件として、耐震補強要素を付け加えることはしないこととなりました。塀については、委員から塀の周りには建物や樹木があり、吹きさらしの風荷重がかかるわけではないため、値の軽減があってもよいのではないかとこの指摘がありましたが、最終的には所有者である松阪市の判断によることを確認しました。また、伊勢湾台風時の被害記録を調査するよう指導があったため、次回報告することとなりました。

(2) 解体範囲について(資料3)

前回資料に「耐震補強のために解体が必要となる範囲」を追加した資料について説明があり、下記2つの課題があることを確認しました。

1. 大正座敷ツギノマの床は解体しないため、発掘調査が困難となる可能性。
2. 主屋 新座敷部 板の間の解体時に調査を行い、復元するかどうか検討必要。

(3) 支障木・工作物の取り扱いについて（資料4）

委員から工事範囲内にある危険木の取り扱いについての考え方が示されていないのではないかとの指摘がありましたが、長谷川氏旧宅保存活用計画に危険木の取り扱いについて記述があることを説明し、了承を得ました。また、今後、工事範囲における危険木を特定する作業が必要となるという課題があることを確認しました。

【5. 現地協議】